

16

開 発 許 可		番 号	第 29 号
開 発 許 可 を 受 け た 者		住 所	平成 2 年 7 月 27 日
工 事 施 行 者		氏 名	尾崎 篤之
許 可 に 基 づ く 地 位 の 承 継		住 所	広島市安佐北区蒼台南4丁目4-12-202
承 継 した者		氏 名	(有)住原組 代表取締役 住原 龍
開 発 行 為 の 概 要		番 号	平成 年 月 日
開 発 面 積		住 所	220-1, 220-20-部, 220-3, 220-4, 220-5, 220-6, 220-7, 220-8, 220-9, 220-10, 222-1, 222-3, 224-20-部, 224-3, 224-4, 224-5, 233-3, 209-5の-部
予 定 建 築 物 の 用 途		氏 名	1,426.51 m ²
宅 地 区 画 お よ び 戸 数		住 所	分譲住宅
区域 お よ び 地 域 等		氏 名	5戸
法 第 4 1 条 第 1 項 の 制 限 の 内 容		承 継 の 原 因 等	市街化区域・市街化調整区域
予 定 工 期		開 発 行 為 の 概 要	市街化区域・市街化調整区域
工 事 完 了		開 発 行 為 の 概 要	市街化区域・市街化調整区域
着 手		開 発 行 為 の 概 要	市街化区域・市街化調整区域
完 了		開 発 行 為 の 概 要	市街化区域・市街化調整区域
検 査		開 発 行 為 の 概 要	市街化区域・市街化調整区域
公 告		開 発 行 為 の 概 要	市街化区域・市街化調整区域

番 号	年 月 日	内 容
広島市告示第33号	3.2.25	開発行為検査済証
〃 〃	〃	宅地造成
広島市告示(第1)第15号	〃	完了公告

変 更 許 可	備 考
	変更届受理 平成3年1月31日 鉄筋かぶりの変更 7cm→5cm